

令和3年3月分(4月納付分)からの 協会けんぽの保険料率について お知らせします

令和3年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、
本年3月分(4月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。
こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご覧いただくなど、周知にご協力をお願いいたします。

愛媛支部の健康保険料率は変更となります。
介護保険料率も変更となります。

令和3年2月分(3月納付分)まで

10.07%

健康保険料率



令和3年3月分(4月納付分)から

10.22%

令和3年2月分(3月納付分)まで

1.79%

介護保険料率



令和3年3月分(4月納付分)から

1.80%

基本保険料率・特定保険料率とは

健康保険料率 10.22%のうち、6.69%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.53%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。

★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

日本年金機構・全国健康保険協会 愛媛支部

(<https://www.nenkin.go.jp/>) (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>)

保険料額表は1年間有効になりますので、大切に保存してください。

知ってください! 協会けんぽのこと

保険料率は都道府県ごとに定められ、皆さまの取組が反映されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。

加入者の皆さまに、①健康診断・保健指導を受けていただくこと、②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)、③ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を身に付けていただくことで、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。一体となって皆さまに取り組んでいただきたい具体的内容につきましては、右のページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

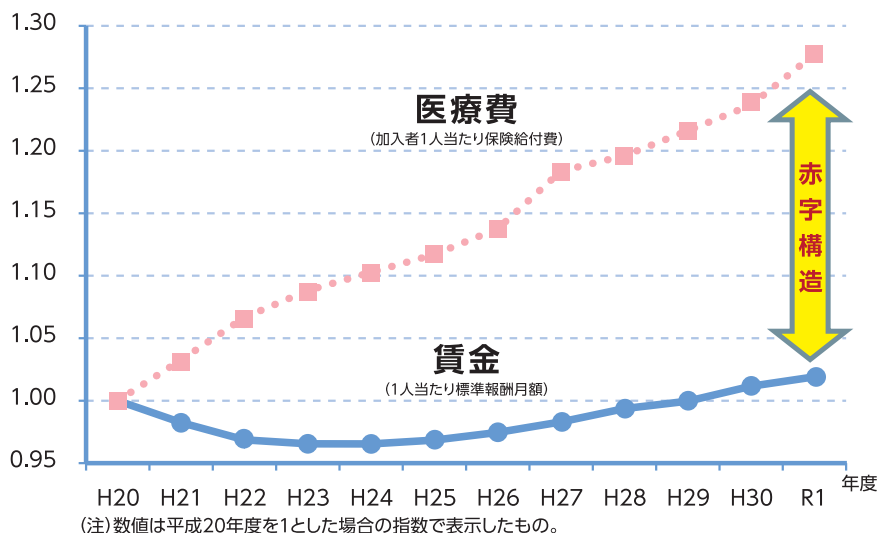
協会けんぽの財政状況は厳しく、皆さまのご理解・ご協力が必要です。

加入事業所の約8割が中小企業である協会けんぽの財政は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい構造にあります。

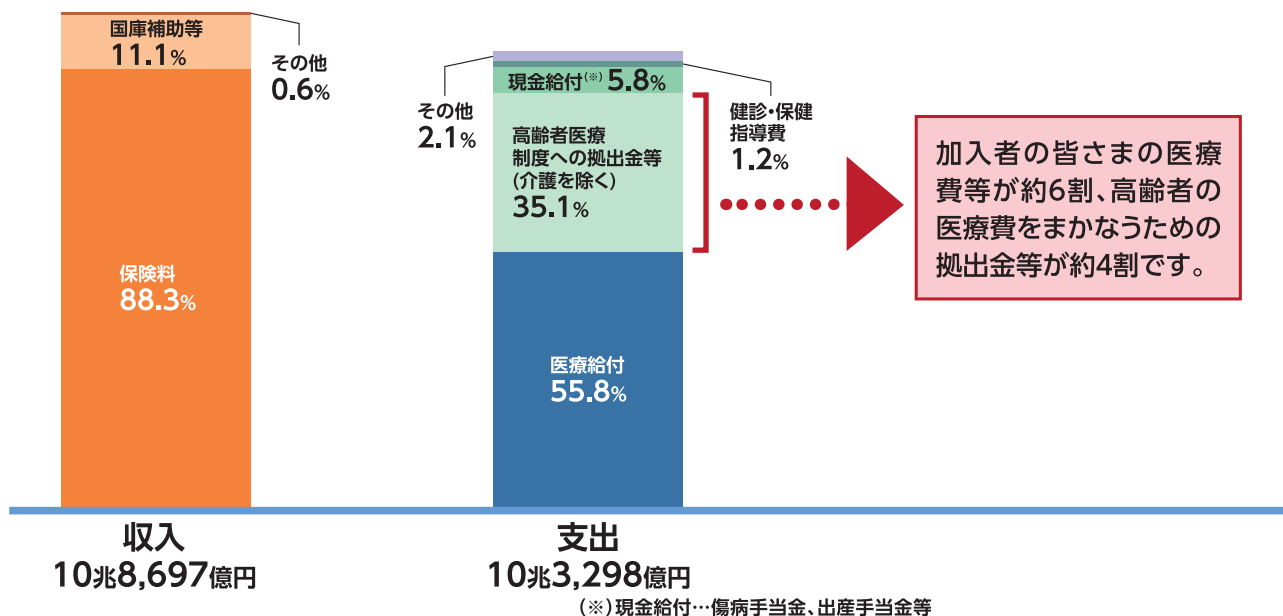
また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造に加え、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえると、財政状況はさらに厳しさを増していきます。

協会けんぽでは、こうしたことから、保険料率について、中長期的な観点から設定することとしており、保険財政の安定を図っています。

協会けんぽの保険財政の傾向



協会けんぽの収支内訳〔令和元年度決算(医療分)〕



加入者の皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい3つの取組

1

健康診断・保健指導を始めとする健康づくり

事業主から従業員の皆さまに対して、健康診断や保健指導を受けるよう促していただくことが大切です。このことにより、疾病の早期発見・重症化予防や生活習慣の改善が可能となるだけでなく、事業所における生産性の維持や向上につながります。加えて、このような健康づくりの取組を続けることは、将来の医療費の節約に結び付きます。

また、事業主から協会けんぽに対して、事業者健診の結果をご提供いただいた場合、協会けんぽから事業所への健康づくりのサポートをより一層進めることが可能となります。

ぜひ、事業者健診の結果のご提供に、ご協力いただきますようお願いいたします。

●生活習慣病予防健診実施率

令和元年度実績 **52.3%** ▶ **令和5年度目標 63.9%**以上

●被保険者の特定保健指導の実施率

令和元年度実績 **18.0%** ▶ **令和5年度目標 36.4%**以上

※令和5年度目標は、保険者機能強化アクションプラン(第5期)による。
詳しくは、「協会けんぽ」ホームページ→「保険者機能強化アクションプラン(第5期)」
<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/cat730/20210131/>>をご覧ください。

2

コラボヘルス

協会けんぽでは、事業所ごとに従業員の健康状況や健康課題を、「事業所カルテ」により見える化してお届けしています。これを活用して、事業主の皆さまと協力して事業所における健康づくりをサポートしています。

健康づくりに積極的に取り組む事業所であることを自ら宣言する「健康宣言」を行った事業所に対しては、「事業所カルテ」から職場が抱える健康課題を抽出し、健康度のアップにつながる具体的な取組の提案や支援を行っています。

事業主の皆さまにおかれましても、「健康宣言」などの取組を行っていただきますようお願いいたします。

●「健康宣言」事業所数

令和元年度末 **44,959**事業所 ▶ **令和5年度目標 70,000**事業所以上

3

ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする医療費の適正化

ジェネリック医薬品を使用した場合、本人の薬代の負担軽減と医療費の節約が可能となることから、協会けんぽではその普及を推進しています。このため、事業主から従業員の皆さまへも、ジェネリック医薬品の使用を勧めていただきますようお願いいたします。

また、協会けんぽでは、高齢化の進展等により増加していく医療費の適正化のために、上手な医療のかかり方の普及啓発を行っています。

詳しくは、「協会けんぽ」ホームページ→「医療費の節約」
<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/setsuyaku/>>をご覧ください。

加入者全員が
ジェネリック医薬品に
切り替えると…

約 4,200 億円 (令和元年度試算)
もの医療費を抑制できます。

●ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)

令和2年9月現在 全国平均 **79.2%**

(最高値は沖縄支部の **88.3%**、最低値は徳島支部の **71.5%**) ▶ **令和5年度目標 全支部において 80%**以上

令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率：令和3年3月分～適用
- ・介護保険料率：令和3年3月分～適用
- ・厚生年金保険料率：平成29年9月分～適用
- ・子ども・子育て拠出金率：令和2年4月分～適用

(愛媛県)

(単位：円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)		
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般・坑内員・船員		
等級	月額	円以上	円未満	10.22%		12.02%		18.300%※		
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	～	63,000	5,927.6	2,963.8	6,971.6	3,485.8			
2	68,000	63,000	～	73,000	6,949.6	3,474.8	8,173.6	4,086.8		
3	78,000	73,000	～	83,000	7,971.6	3,985.8	9,375.6	4,687.8		
4(1)	88,000	83,000	～	93,000	8,993.6	4,496.8	10,577.6	5,288.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	93,000	～	101,000	10,015.6	5,007.8	11,779.6	5,889.8	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	～	107,000	10,628.8	5,314.4	12,500.8	6,250.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	～	114,000	11,242.0	5,621.0	13,222.0	6,611.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	～	122,000	12,059.6	6,029.8	14,183.6	7,091.8	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	～	130,000	12,877.2	6,438.6	15,145.2	7,572.6	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	～	138,000	13,694.8	6,847.4	16,106.8	8,053.4	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	～	146,000	14,512.4	7,256.2	17,068.4	8,534.2	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	～	155,000	15,330.0	7,665.0	18,030.0	9,015.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	～	165,000	16,352.0	8,176.0	19,232.0	9,616.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	～	175,000	17,374.0	8,687.0	20,434.0	10,217.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	～	185,000	18,396.0	9,198.0	21,636.0	10,818.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	～	195,000	19,418.0	9,709.0	22,838.0	11,419.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	～	210,000	20,440.0	10,220.0	24,040.0	12,020.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	～	230,000	22,484.0	11,242.0	26,444.0	13,222.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	～	250,000	24,528.0	12,264.0	28,848.0	14,424.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	～	270,000	26,572.0	13,286.0	31,252.0	15,626.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	～	290,000	28,616.0	14,308.0	33,656.0	16,828.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	～	310,000	30,660.0	15,330.0	36,060.0	18,030.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	～	330,000	32,704.0	16,352.0	38,464.0	19,232.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	～	350,000	34,748.0	17,374.0	40,868.0	20,434.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	～	370,000	36,792.0	18,396.0	43,272.0	21,636.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	～	395,000	38,836.0	19,418.0	45,676.0	22,838.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	～	425,000	41,902.0	20,951.0	49,282.0	24,641.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	～	455,000	44,968.0	22,484.0	52,888.0	26,444.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	～	485,000	48,034.0	24,017.0	56,494.0	28,247.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	～	515,000	51,100.0	25,550.0	60,100.0	30,050.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	～	545,000	54,166.0	27,083.0	63,706.0	31,853.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	～	575,000	57,232.0	28,616.0	67,312.0	33,656.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	～	605,000	60,298.0	30,149.0	70,918.0	35,459.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	～	635,000	63,364.0	31,682.0	74,524.0	37,262.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	～	665,000	66,430.0	33,215.0	78,130.0	39,065.0	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	～	695,000	69,496.0	34,748.0	81,736.0	40,868.0		
37	710,000	695,000	～	730,000	72,562.0	36,281.0	85,342.0	42,671.0		
38	750,000	730,000	～	770,000	76,650.0	38,325.0	90,150.0	45,075.0		
39	790,000	770,000	～	810,000	80,738.0	40,369.0	94,958.0	47,479.0		
40	830,000	810,000	～	855,000	84,826.0	42,413.0	99,766.0	49,883.0		
41	880,000	855,000	～	905,000	89,936.0	44,968.0	105,776.0	52,888.0		
42	930,000	905,000	～	955,000	95,046.0	47,523.0	111,786.0	55,893.0		
43	980,000	955,000	～	1,005,000	100,156.0	50,078.0	117,796.0	58,898.0		
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	105,266.0	52,633.0	123,806.0	61,903.0		
45	1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	111,398.0	55,699.0	131,018.0	65,509.0		
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	117,530.0	58,765.0	138,230.0	69,115.0		
47	1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	123,662.0	61,831.0	145,442.0	72,721.0		
48	1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	129,794.0	64,897.0	152,654.0	76,327.0		
49	1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	135,926.0	67,963.0	159,866.0	79,933.0		
50	1,390,000	1,355,000	～		142,058.0	71,029.0	167,078.0	83,539.0		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.22%)に介護保険料率(1.80%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和3年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与にかかる保険料額

賞与にかかる保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の負担はありません。)この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。